

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月12日
【四半期会計期間】	第151期第3四半期（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）
【会社名】	株式会社横河ブリッジホールディングス
【英訳名】	Yokogawa Bridge Holdings Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤井 久司
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦四丁目4番44号
【電話番号】	03(3453)4111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 宮本 英典
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦四丁目4番44号
【電話番号】	03(3453)4111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 宮本 英典
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第150期 第3四半期連結 累計期間	第151期 第3四半期連結 累計期間	第150期
会計期間	自平成25年 4月1日 至平成25年 12月31日	自平成26年 4月1日 至平成26年 12月31日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日
売上高 (百万円)	62,148	72,966	88,212
経常利益 (百万円)	4,498	5,133	6,584
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,526	3,645	4,288
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	5,323	4,680	6,412
純資産額 (百万円)	58,593	62,576	59,572
総資産額 (百万円)	100,938	103,716	104,016
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	58.52	85.05	99.50
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	57.3	59.4	56.5

回次	第150期 第3四半期連結 会計期間	第151期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成25年 10月1日 至平成25年 12月31日	自平成26年 10月1日 至平成26年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	17.33	43.90

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含んでいません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当社は平成26年11月25日開催の取締役会において、当社の100%連結子会社である株式会社横河ブリッジと、同じく当社の100%連結子会社である横河工事株式会社が合併することを決議し、同日に基本合意書を締結しました。

なお、当該基本合意に基づき平成27年4月に株式会社横河ブリッジと横河工事株式会社が合併契約を締結する予定となっています。

(1) 合併の目的

当社グループは、平成25年度から平成27年度までの3カ年にわたる第3次中期経営計画において、「肥大化したグループを筋肉質で強固な企業基盤を有するグループに再構築する」を基本方針にグループの成長・発展を目指し、経営基盤の強化と収益力の向上を図っている状況であります。

本件合併は、当該基本方針の一環として行うものであり、橋梁新設・保全工事等をはじめ多様化する橋梁工事の顧客ニーズに応えられるよう、株式会社横河ブリッジと横河工事株式会社を合併会社に集約し、総合的橋梁事業会社としての位置づけを強化するとともに、「選択と集中」による経営資源の効率的活用と利益最大化を図ることを目指してまいります。

(2) 合併の方式

株式会社横河ブリッジを存続会社、横河工事株式会社を消滅会社とする吸収合併方式です。

(3) 合併期日（効力発生日）

平成27年10月1日（予定）

(4) 合併に係る割当ての内容

本件合併は、当社の100%連結子会社間において行われるものであるため、合併による新株式の発行、資本金の増加および合併対価の交付はありません。

(5) 引継資産・負債の状況

株式会社横河ブリッジは、合併の効力発生日において、横河工事株式会社の資産、負債およびその他の一切の権利義務を承継します。

(6) 合併当事会社の概要（平成26年9月30日）

	存続会社	消滅会社
商号	株式会社横河ブリッジ	横河工事株式会社
事業内容	橋梁、鉄骨などの構造物および建築物の設計・製作・建設・診断・補修・工事監理など	鋼橋建設工事の設計・製作・施工、橋梁その他構造物の保全、土木・建築工事、プレストレストコンクリート構造物の設計・施工など
資本金	350百万円	350百万円
純資産	5,720百万円	16,379百万円
総資産	30,963百万円	25,919百万円

(7) 合併会社の概要

商号	株式会社横河ブリッジ
事業内容	橋梁、鉄骨などの構造物および建築物の設計・製作・建設・保全・工事監理、土木・建築工事、プレストレストコンクリート構造物の設計・施工など
資本金	350百万円

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当社グループの当第3四半期累計期間（平成26年4月1日～平成26年12月31日）における総受注高は前年同期から18.0%増の816億4千万円となりました。

橋梁事業については、国内新設橋梁の発注量が前年同期を下回る中、当社グループは積極的な応札活動を展開した結果、名古屋西ジャンクション（中日本高速道路）、大泉ジャンクション（東日本高速道路）などの大型工事を受注することができました。一方、保全事業の受注は大型工場の発注が減少したことなどから低調に推移したため、橋梁事業の受注高は前年同期を若干下回り、411億5千万円（前年同期比8.1%減）となりました。

エンジニアリング関連事業については、システム建築事業の受注は好調が続き、前年同期並みの水準を確保することができました。さらに土木事業はシールドトンネル用セグメントの受注が増加し、建築機鉄事業も超高層建築などの受注が増加したため、エンジニアリング関連事業の受注高は383億7千万円（同71.3%増）と前年同期を大きく上回りました。

先端技術事業の受注高については、液晶パネル製造装置関連の受注が安定的に推移したため、前年同期並みの21億1千万円（同4.9%増）となりました。

当社グループの当第3四半期累計期間における経営成績は、売上高は729億6千万円（前年同期比17.4%増）、営業利益は49億4千万円（同11.6%増）、経常利益は51億3千万円（同14.1%増）、四半期純利益は36億4千万円（同44.3%増）となり、同期間としての売上高、営業利益、経常利益、四半期純利益はそれぞれ過去最高となりました。以下、事業別に記載します。

(橋梁事業)

橋梁事業の売上高は豊富な手持ち工事の進捗により、485億6千万円（前年同期比19.1%増）と前年同期を上回りました。損益については工事毎の原価削減に注力した結果、第2四半期で低下した利益率が改善しましたので、営業利益も前年同期を上回り35億3千万円（同18.7%増）となりました。

(エンジニアリング関連事業)

エンジニアリング関連事業の売上高は219億6千万円（前年同期比16.4%増）となり、システム建築事業を中心に前年同期を上回りました。損益については固定費の増加などにより横這い傾向が続き、営業利益は15億9千万円（同0.2%減）となりました。

(先端技術事業)

先端技術事業の売上高は18億4千万円（前年同期比2.4%減）、営業利益は2億3千万円（同15.1%減）となり、当期に入ってから安定的な受注により前年同期並みまで回復しました。

(不動産事業)

不動産事業は、当社グループ保有の不動産を賃貸資産として運用しています。売上高は5億9千万円（前年同期比4.5%減）となり、営業利益は3億円（同2.0%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ3億円減少し、1,037億1千万円となりました。流動資産は664億8千万円となり、18億8千万円減少しました。その主な要因は、売上高の増加により「受取手形・完成工事未収入金等」が増加したものの、借入金の返済などにより「現金預金」が減少したことによるものです。固定資産については、株価上昇による「投資有価証券」の増加などにより15億8千万円増加し、372億2千万円となりました。

(負債)

負債は、前連結会計年度末に比べ33億円減少し、411億3千万円となりました。流動負債は264億9千万円となり、39億6千万円減少しました。その主な要因は、「未成工事受入金」および「工事損失引当金」が減少したことによるものです。固定負債については、「退職給付に係る負債」の増加などにより6億5千万円増加し、146億4千万円となりました。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べ30億円増加し、625億7千万円となりました。これは、主に「利益剰余金」が配当金の支払いや退職給付会計基準の改正に伴い減少したものの、四半期純利益を計上したことにより増加し、また「その他有価証券評価差額金」が株価の上昇により増加したことによるものです。この結果、自己資本比率は59.4%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

基本方針の内容の概要

Y B H Dグループは、創業以来、「社会公共への奉仕と健全経営」を経営理念として掲げ、橋梁、建築等の各事業分野において着実に実績を積み上げ、安全かつ品質の高い製品を提供することにより、国内外の社会資本整備・保全等への貢献を果たしてまいりました。そして、顧客との強固な信頼関係を築き、橋梁・建築等鋼構造製品分野におけるリーディングカンパニーとして社会的評価を確立するとともに、新たな事業分野を開拓してグループの成長・拡大を図り、Y B H Dグループの企業価値および株主の皆様の共同の利益の確保・発展に努めてまいりました。

今後も、Y B H Dグループは、社会資本の整備・保全等を担う企業グループとして、その公共的使命と社会的責任を全うし、良質な社会資本を提供していくために、さらに経営基盤を強化し、経営品質を高め、企業価値を向上させていく所存であり、各事業分野において顧客からの高水準な要求に耐えうる高度な技術力・施工能力、安全・品質の維持・管理力、それらを支える優れた人的・物的資産、顧客・取引先事業者その他ステークホルダーとの間に築かれた強固な信頼関係、事業の継続・拡大のため効率的に配分されるべき経営資源および健全財務の経営力等、Y B H Dグループにおいてその企業価値を創出する諸々の源泉といえるものについて、これらをしっかりと保持し、一層堅固なものにしていく必要があると考えております。

一方、上場会社である当社株式は、株主・投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株式に対する大規模な買付行為(以下、大規模な買付行為といえます)があった場合においても、Y B H Dグループの企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定すべきものではなく、大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの最終的判断は、個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、当社といたしましては、Y B H Dグループの財務および事業の方針の決定を支配する者は、Y B H Dグループの企業理念である「社会公共への奉仕と健全経営」の経営理念に基づく経営方針、健全かつ安定的な経営を行っていくための経営資源、Y B H Dグループの企業価値を創出する諸々の源泉を十分に理解したうえで、Y B H Dグループの企業価値・株主の皆様の共同の利益を継続的に確保し発展させていくことができる者でなければならないと考えており、これら企業価値の源泉に対する十分な理解とそれらを着実に育て強化させていく中長期的視野に立つ経営こそが、Y B H Dグループへの信頼を高め、またY B H Dグループの企業価値を発展させ、ひいては株主の皆様の共同の利益の安定的かつ持続的な確保・発展につながるものと確信いたしております。

従いまして、当社は、大規模な買付行為や買付提案等がなされた場合は、当該大規模な買付行為等を行った者から大規模な買付行為等に係る必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会が株主の皆様様にそれに対する代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様がY B H Dグループの企業価値・株主の皆様様の共同の利益の継続的な確保と発展の観点から、大規模な買付行為等に係る買付提案と当社取締役会による代替案等を比較し大規模な買付行為等に応じるべきか否かを判断することを可能にし、加えてY B H Dグループの企業価値・株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうような大規模な買付行為等についてはこれを阻止するための枠組みを株主の皆様のご意思に基づき構築しておくことが必要であると判断しております。

基本方針の実現に資する取り組み

当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして以下の施策を実施し、Y B H Dグループの企業価値・株主の皆様様の共同の利益の向上に努めております。

a. 中期経営計画の推進

Y B H Dグループは、平成25年3月に、平成25年度を初年度とする、3ヵ年の第3次中期経営計画を策定いたしました。この中期経営計画では、肥大化したグループを筋肉質で強固な企業基盤を有するグループに再構築すること、また、新規事業開発室を設置し新規事業に取り組むことを基本方針とし、その具体的な取り組みとして、社会インフラ整備への貢献、エンジニアリング関連事業の強化、筋肉質で強固な企業基盤に向けた整備ならびに新規事業開発へ着手、という4つの事業戦略に取り組むことといたしております。

b. 持株会社化による経営体制の強化

Y B H Dグループは、持株会社としてグループ内事業会社の経営管理を行う当社のほか、株式会社横河ブリッジ、横河工事株式会社、株式会社横河システム建築、株式会社横河住金ブリッジ、株式会社横河製作所、株式会社横河技術情報、株式会社横河ニューライフ、株式会社ワイ・シー・イーの計9社から構成され、この体制のもと、「選択と集中」による経営資源の効率的配分および各事業領域の調整・拡大等を含め、グループの経営計画を迅速に意思決定し、計画目標達成に向け一層の努力を重ねております。現在、Y B H Dグループは、業容拡大・成長を旨として全力を挙げて邁進しており、Y B H Dグループの企業価値・株主の皆様様の共同の利益の継続的な確保・発展を図っているところであります。

c. 内部統制の充実化

Y B H Dグループは、経営基本方針の一つとして「経営品質の向上」を掲げ、コンプライアンス・社会規範の尊重をさらに徹底し、有効な内部統制の確立等と併せて経営品質の向上を図っていくことにしております。

独占禁止法をはじめ国内外全ての法令を遵守し、また、企業倫理ならびに社会規範等を尊重して企業行動を行うことを規定した「Y B H Dグループ企業行動憲章」の完全実施を行っております。さらに、教育研修等を通じて同憲章遵守の徹底を図るとともに、コンプライアンスについての教育研修を継続的に実施し、法令遵守のもと業務を行っていくために必要な制度、社内規定、マニュアル等の充実化も図っております。

さらに内部監査・管理体制につきましては、監査室を中心とした業務監査を行う体制において営業部門等に対し監査を行っております。当社監査室と各事業会社に設置した監査担当部が連携して監査を行う体制を整え、実行しております。Y B H Dグループの企業価値・株主の皆様様の共同の利益の継続的な確保・発展を図るため、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた諸施策に全力で取り組んでいるところであります。

基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取り組み

当社は、平成24年5月14日開催の取締役会において、基本方針に基づいて、平成21年6月26日開催の第145回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき導入いたしました当社株式に対する大規模な買付行為や買付提案に対する対応策（買収防衛等の対応策。以下、本プランといいます）の継続を議案として決定し、平成24年6月28日開催の当社第148回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、本プランを継続いたしました。なお、本プランの有効期間は、平成27年6月開催予定の第151回定時株主総会の終結の時までの3年間となっております。

本プランの内容の概要は次のとおりであります。本プランは、()当社の株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け、または()当社の株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け(ただし、当社取締役会が予め承認したものを除き、このような行為を以下、大規模買付行為といい、また、大規模買付行為を行い、または行おうとする者を大規模買付者といいます)を対象とし、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、本プランに定められた手続に従う旨の誓約等を日本語で記載した「大規模買付意向表明書」の提出、また、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な、日本語で記載された情報(以下、大規模買付情報といいます)の提供等を求めます。

当社取締役会は、外部専門家等(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家をいい、以下同じとします)の助言を得て、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断した場合には、60日間(対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案のための期間(以下、取締役会検討期間といいます)として設定いたします。取締役会検討期間において、当社取締役会は、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得て、Y B H Dグループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の継続的な確保・発展の観点から、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する比較検討および当社取締役会による代替案の検討等を行います。

当社取締役会は、取締役会検討期間の経過後、大規模買付行為を大規模買付情報等に基づき評価・検討した結果、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、Y B H Dグループの企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められるものと判断した場合または該当すると客観的・合理的に疑われる事情がある場合においては、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大規模買付行為をY B H Dグループの企業価値および株主の皆様の共同の利益を著しく損ない、またはそのおそれがある買付行為とみなし、原則として当社株主総会において株主の皆様の賛成多数を得ることができれば、当該大規模買付行為に対する必要かつ相当な対抗措置(以下、対抗措置といいます)を講じることといたします。

当社は、対抗措置の発動に関しては、原則として株主総会における株主の皆様のご判断により行うものとしておりますが、本プランのルールが遵守されない場合、ならびに大規模買付行為が、その方法・期間等により、当社取締役会による大規模買付行為に対する評価・検討、および対抗措置発動に関わる株主の皆様のご判断のための株主総会の開催に必要とする時間が不足すると当社取締役会が認める場合など限られた場合において、当社取締役会は、当該大規模買付行為をY B H Dグループの企業価値および株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買付行為とみなし、例外的措置として、当社取締役会の意思決定のみによって、当該大規模買付行為に対し対抗措置を講じる場合があります。

本プランに基づく対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当てを実施することをその内容といたします。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ(<http://www.ybhd.co.jp/>)に掲載されている平成24年5月14日付当社プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について」をご参照下さい。

上記各取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

a. 当該取り組みが基本方針に沿うものであること

中期経営計画、コーポレート・ガバナンスの強化等の企業価値向上のための取り組みは、Y B H Dグループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の継続的な確保と発展のための具体的方策として策定し、実施しているものであり、まさに基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が不適切な買付行為でないかどうかを株主の皆様および当社取締役会が判断するために必要な情報およびその内容の評価・検討等に必要な期間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能にすることで、企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、発展させるための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。

- b. 当該取り組みが株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと
- ア. 買収防衛策に関する指針等の要件を満たしていること
- 本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、また、平成20年6月30日付けの企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」が求める、買収防衛策の導入および発動の要否について取締役自ら責任をもって判断し、そのうえで株主に対する説明責任を果たすこと等当該報告書の内容に準拠しております。
- イ. 株主共同の利益の確保・発展の目的をもって継続されていること
- 本プランは、大規模買付行為が行われる際に、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会の確保も含めY B H Dグループの企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するための措置を行うことを可能にするものであり、Y B H Dグループの企業価値および株主共同の利益を確保し、発展させるという目的をもって継続されるものです。
- ウ. 株主意思を重視するものであること
- 本プランは、当社第148回定時株主総会において承認の決議がなされたことにより継続されたものです。また、本プランの有効期間満了の前であっても、株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。
- さらに、大規模買付行為が行われた場合には、本プランに基づいた対抗措置の発動について、原則として株主総会においてその賛否を株主の皆様にご判断いただくこととなっております。
- 従いまして、本プランの内容は、当社株主の皆様の意思を重視する内容となっております。
- エ. 合理的な客観的発動要件が設定されていること
- 本プランは、予め定められた合理的・客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。
- オ. 第三者専門家の意見を取得すること
- 本プランは、当社取締役会が大規模買付行為に対する代替案の検討および対抗措置発動等に関しての判断を行う際に、外部専門家等の第三者の助言を得ることができるようになっており、当社取締役会による判断の公正性・客観性がより強く担保された仕組みとなっております。
- カ. デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと
- 本プランは、当社取締役会により廃止することができることから、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能ですので、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。
- また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は2億3千万円です。なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	180,000,000
計	180,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	45,564,802	45,564,802	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	45,564,802	45,564,802	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日	-	45,564,802	-	9,435	-	9,142

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,011,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 42,472,000	424,720	-
単元未満株式	普通株式 81,502	-	-
発行済株式総数	45,564,802	-	-
総株主の議決権	-	424,720	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が100株(議決権1個)含まれています。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が30株および証券保管振替機構名義の株式が73株含まれています。

【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社横河ブリッジ ホールディングス	東京都港区芝浦四丁目4番44号	3,011,300	-	3,011,300	6.61
計	-	3,011,300	-	3,011,300	6.61

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて作成しています。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、協和監査法人による四半期レビューを受けています。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	17,514	7,224
受取手形・完成工事未収入金等	41,888	49,650
有価証券	3,514	4,403
たな卸資産	1,240	1,151
その他	4,221	4,068
貸倒引当金	7	9
流動資産合計	68,372	66,489
固定資産		
有形固定資産		
土地	10,081	9,981
その他(純額)	8,309	8,534
有形固定資産合計	18,391	18,516
無形固定資産	907	855
投資その他の資産		
投資有価証券	15,085	16,898
退職給付に係る資産	242	95
その他	1,057	884
貸倒引当金	39	23
投資その他の資産合計	16,344	17,855
固定資産合計	35,643	37,226
資産合計	104,016	103,716

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	17,662	18,592
短期借入金	50	50
1年内返済予定の長期借入金	1,008	-
未払法人税等	728	823
未成工事受入金	3,950	1,793
工事損失引当金	3,674	1,952
賞与引当金	1,793	1,016
その他の引当金	85	65
その他	1,504	2,200
流動負債合計	30,457	26,494
固定負債		
社債	2,500	2,500
長期借入金	3,500	3,500
役員退職慰労引当金	696	534
退職給付に係る負債	6,784	7,676
その他	504	434
固定負債合計	13,986	14,645
負債合計	44,443	41,139
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,435	9,435
資本剰余金	10,089	10,089
利益剰余金	39,156	41,553
自己株式	1,707	2,135
株主資本合計	56,974	58,942
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,826	4,821
土地再評価差額金	2,372	2,372
退職給付に係る調整累計額	310	251
その他の包括利益累計額合計	1,764	2,700
少数株主持分	834	933
純資産合計	59,572	62,576
負債純資産合計	104,016	103,716

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
売上高	62,148	72,966
売上原価	52,595	62,717
売上総利益	9,553	10,249
販売費及び一般管理費	5,117	5,300
営業利益	4,435	4,948
営業外収益		
受取利息	9	6
受取配当金	182	216
持分法による投資利益	-	1
その他	97	138
営業外収益合計	288	362
営業外費用		
支払利息	68	56
コミットメントフィー	57	42
前受金保証料	27	31
持分法による投資損失	6	-
団体定期保険料	31	31
その他	33	15
営業外費用合計	225	177
経常利益	4,498	5,133
特別利益		
固定資産売却益	87	0
投資有価証券売却益	101	0
特別利益合計	189	0
特別損失		
固定資産処分損	11	27
減損損失	80	-
訴訟関連損失	49	-
その他	19	4
特別損失合計	161	32
税金等調整前四半期純利益	4,526	5,101
法人税等	1,953	1,356
少数株主損益調整前四半期純利益	2,572	3,744
少数株主利益	46	99
四半期純利益	2,526	3,645

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,572	3,744
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,750	995
退職給付に係る調整額	-	59
その他の包括利益合計	2,750	935
四半期包括利益	5,323	4,680
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,277	4,581
少数株主に係る四半期包括利益	46	99

【注記事項】

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しています。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が938百万円増加し、退職給付に係る資産が201百万円、利益剰余金が734百万円それぞれ減少しています。また、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益への影響は軽微です。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しています。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっています。

なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しています。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行6行と当座貸越契約および取引銀行5行と貸出コミットメントライン契約を締結しています。

これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
当座貸越契約極度額および貸出コミットメントラインの総額	15,300百万円	15,300百万円
貸出実行残高	- 百万円	- 百万円
差引額	15,300百万円	15,300百万円

(四半期連結損益計算書関係)

訴訟関連損失

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

当社グループは、平成20年5月に国土交通省から、また同年6月に東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)および独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下旧JH)から、それぞれ鋼橋上部工工事の入札談合に係る損害賠償請求を受け、当社グループの受注案件に係るものについては直ちに支払を完了しましたが、同年12月、旧JHは他の案件の損害賠償金について、東京高等裁判所ならびに東京地方裁判所に提訴し、当社グループの連帯債務の履行を求めてまいりました。一部の案件については最高裁に上告するなど訴訟が長期化していましたが、今般それぞれの案件の判決が確定したため、弁護士費用等も含めた訴訟関連の損失49百万円を特別損失に計上しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
減価償却費	979百万円	980百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	237	5.50	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金
平成25年10月28日 取締役会	普通株式	215	5.00	平成25年9月30日	平成25年11月28日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	257	6.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金
平成26年10月28日 取締役会	普通株式	257	6.00	平成26年9月30日	平成26年11月27日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	橋梁事業	エンジニア リング関連 事業	先端技術 事業	不動産事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	40,764	18,871	1,891	620	62,148	-	62,148
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	40,764	18,871	1,891	620	62,148	-	62,148
セグメント利益	2,979	1,595	278	315	5,169	733	4,435

(注)1. セグメント利益の調整額 733百万円は、全社費用等であり、主に当社の総務・人事・経理部門等の管理部門に係る費用です。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	橋梁事業	エンジニア リング関連 事業	先端技術 事業	不動産事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	48,564	21,963	1,845	592	72,966	-	72,966
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	48,564	21,963	1,845	592	72,966	-	72,966
セグメント利益	3,537	1,592	236	308	5,675	727	4,948

(注)1. セグメント利益の調整額 727百万円は、全社費用等であり、主に当社の総務・人事・経理部門等の管理部門に係る費用です。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(退職給付に関する会計基準等の適用)

会計方針の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より退職給付債務および勤務費用の計算方法を変更したことに伴い、事業セグメントの退職給付債務および勤務費用の計算方法を同様に変更しています。当該変更が当第3四半期連結累計期間のセグメント利益に与える影響は軽微です。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しています。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しています。

(デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しています。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	58円52銭	85円05銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,526	3,645
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,526	3,645
普通株式の期中平均株式数(千株)	43,177	42,863

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成26年10月28日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....257百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....6円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日および支払開始日.....平成26年11月27日

(注) 平成26年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っています。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月9日

株式会社横河ブリッジホールディングス

取締役会 御中

協和監査法人

代表社員 公認会計士 小澤 昌志 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 坂本 雄毅 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社横河ブリッジホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横河ブリッジホールディングス及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。